別紙

答申第84号

答 申

1 審査会の結論

島根県知事(以下「実施機関」という。)が非公開とした本件異議申立ての対象となった公文書について、別表2に掲げる部分については公開すべきである。

2 本件諮問に至る経緯

- (1)平成21年12月14日に島根県情報公開条例(平成12年12月26日島根県条例第52号。 以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公文書公開請 求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容

平成21年9月29日から平成21年10月4日に開催した動物愛護写真展のアンケート

(3)この請求に対して、実施機関は対象公文書として平成21年度浜田保健所動物愛護写真展アンケートを特定し、同年12月21日付けで非公開決定を行った。

ア 公開しない部分:全て

イ 公開しない理由

条例第7条第2号と第6号に該当

(ア)個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものであるため。

- (イ)公開することにより、今後同様の調査のためのアンケート収集に支障を 及ぼす可能性があるため。
- (4)この決定に対して、異議申立人は、本件対象公文書の非公開決定を不服として、 平成22年1月13日に異議申立てを行った。
- (5) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、同年2月4日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

(1)異議申立ての趣旨

本件対象公文書の非公開決定処分を取り消し、全部公開を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書による主張の要旨は次のとおりである。

ア 一般にアンケートは公開されると知った上で記入するものである。

イ 公開されたとしても個人の権利利益を害するものではなく、条例第7条第2 号に該当しない。第6号にも同様に該当しない。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書による主張の要旨は、以下のとおりである。

(1)対象公文書について

本件対象公文書は、動物愛護に関する普及啓発を推進する上での参考資料とするため、浜田保健所が開催した平成21年度動物愛護写真展において、来場者に協力依頼したアンケート

(2) 非公開とした具体的な理由について

ア 条例第7条第2号について

アンケート用紙は、文章を記述する箇所があり、その筆跡及び記載された性別、年齢層、住所、記述内容と他の情報を組み合わせることにより、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る可能性があるため。

イ 条例第7条第6号について

当該アンケートは、その集計結果については公開することとしているが、回答者の直筆のアンケート用紙を公開することについては、回答者の了解を得ていない。また、本県では動物愛護管理業務を推進するため、一般の方を対象としたアンケートを行うことがあるが、今回のアンケートを公開することにより今後同様のアンケートへの協力が得難くなるおそれがあるため。

5 審査会の判断

(1)基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり 判断する。

(2)本件対象公文書について

本件対象公文書は、動物愛護に関する普及啓発を推進する上での参考資料とするため、浜田保健所が江津市のショッピングセンター内で開催した平成21年度動物愛護写真展(以下「写真展」という。)において、来場者に受付でアンケート協力依頼を行い、これに任意で応じた来場者によって直筆で記載された無記名式アンケートの原票(以下「アンケート原票」という。)である。

当該アンケートには、別表1のとおり、設問1から設問8までが記載されており、その回答方法は、 選択肢を選ぶ選択肢部分、 選んだ選択肢の補足記述を行う補足記述部分、 意見・感想等を自由に記述する自由記述部分の3つに分類される。

(3)条例第7条第2号該当性について

異議申立人は、一般にアンケートは公開されると知った上で記入するものであり、それを公開されたとしても個人の権利利益を害するものではなく本号に該当せず全部公開すべきであると主張する。

また、実施機関は、文章を記述する箇所があり、その筆跡及び記載された性別、年齢層、住所、記述内容と他の情報を組み合わせることにより、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る可能性があるとして、本号に該当し非公開としている。

当審査会が本件対象公文書を見分したところ、当該アンケートは、それぞれの設問により性格の違う回答内容が記述されており、その性格の違いを踏まえた判断をするため、回答内容を別表1のとおり 選択肢部分、 補足記述部分、 自由記述部分の3つに分類し、本号に該当するか否かについて以下検討する。

ア 選択肢部分について

(ア)設問1の選択肢部分については、アンケート回答者(以下「回答者」と

いう。) の性別・年齢層・住まいに関する回答内容であり、いずれも他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る可能性があるといえる。したがって、設問1の選択肢部分は本号に該当する。

(イ)設問2から設問7までの選択肢部分については、回答者のペット飼育状況や写真展の感想、動物愛護に関する回答内容となっているが、その回答内容と他の情報と組み合わせたとしても、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る可能性までは認められず、設問2から設問7までの選択肢部分は本号に該当しない。

イ 補足記述部分について

- (ア)設問1の補足記述部分については、回答者が選択肢の県外を選択した場合、その回答者が居住する都道府県名を記述する回答内容となっているが、その回答内容と他の情報を組み合わせたとしても、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る可能性までは認められず、設問1の補足記述部分は本号に該当しない。
- (イ)設問2から設問7までの補足記述部分については、回答者のペット飼育状況や写真展の感想、動物愛護に関する回答内容となっているが、その回答内容と他の情報を組み合わせたとしても、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る可能性までは認められない。また、筆跡により特定の個人が識別され得るか否かについては、通常、個人の筆跡については、専門家による筆跡鑑定等を行わなければ、特定の個人を識別することは不可能であり、一般人が個人の筆跡により特定の個人を識別することができるとは認められない。よって、設問2から設問7までの選択肢部分は本号に該当しない。

ウ 自由記述部分について

設問5の 及び設問8は、写真展や動物愛護全般に関する感想・意見・要望について自由記述された回答内容であり、回答者個人の経験や周辺状況を具体的に記述した回答内容が確認されたが、前述のアの(ア)の判断も含め、その回答内容と他の情報を組み合わせたとしても、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る可能性までは認められない。

よって、設問5の 及び設問8の自由記述部分は本号に該当しない。

(4)条例第7条第6号該当性について

異議申立人は、一般にアンケートは公開されると知った上で記入するものであり、それを公開されたとしても本号に該当せず全部公開すべきであると主張する。

また、実施機関は、アンケートの集計結果は公開することとしているが、回答者の直筆のアンケート用紙を公開することは、回答者の了解を得ていない。今回のアンケートを公開することにより今後同様のアンケートへの協力が得難くなるおそれがあるとして、本号に該当し非公開としている。

当審査会が本件対象公文書を見分したところ、当該アンケートは、それぞれの 設問により性格の違う回答内容が記述されており、その性格の違いを踏まえた判断 をするため、回答内容を別表1のとおり 選択肢部分、 補足記述部分、 自由記 述部分の3つに分類し、本号に該当するか否かについて以下検討する。

なお、(3)のアの(ア)で述べたとおり、設問1の選択肢部分については、当審査会で条例第7条第2号に該当すると判断しており、本号の該当性については判断しない。

ア 選択肢部分及び補足記述部分について

当該アンケートは無記名式で実施されており、実施機関は集計結果の公表については回答者の了解を得ているが、アンケート原票の公表については、回答者の了解を得ていない。このような状況から、回答者がアンケート原票を公表される前提でアンケートに回答したとは考えにくい。

しかし、設問2から設問7までの選択肢部分は、ペット飼育状況や写真展の感想、動物愛護に関する選択肢を選ぶだけの回答内容であり、また、設問1から設問7までの補足記述部分についても、居住地域やペットの飼育状況、写真展の感想、動物愛護に関する状況を一般的な表現で平易に記述した回答内容に過ぎず、これらの回答内容は回答者個人のプライバシーに関わるものでもなく、これらの回答内容を公開することで、今後同様のアンケートを実施する際に協力が得難くなるなど、事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるとまではいえない。よって、設問2から設問7までの選択肢部分及び設問1から設問7までの補足記述部分は、本号には該当しない。

イ 自由記述部分について

設問5の 及び設問8の自由記述部分には、写真展や動物愛護全般に関する感想・意見・要望について、回答者個人の経験や周辺状況を具体的に記述した回答内容が確認されており、これらの回答内容は回答者がアンケート原票は公開されないことを前提に記述したものと考えられる。これらが公開された場合には、回答者はアンケート原票の自由記述部分が公開されることの不快感や、回答内容や筆跡から特定の個人が識別されてしまうのではないかという不安感を抱く可能性が非常に高く、今後、アンケートへの協力に躊躇してしまうことや、消極的な回答内容となる蓋然性が認められる。

したがって、今後同様のアンケートを実施する際に協力が得難くなる可能性 が非常に高く、事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められ る。

よって、設問5の 及び設問8の自由記述部分は、本号に該当する。

(5)以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

<u>別表 1</u>

	回答分類	
設問 1	性別	選択肢部分
	年齢層	選択肢部分
	小学生を選択の場合:学年記載	補足記述部分
	お住まい	選択肢部分
	県外を選択の場合:都道府県名記載	補足記述部分
設問 2	ペットを飼育していますか	選択肢部分
	犬・猫を選択した場合:飼育頭数記載	補足記述部分
	その他を選択した場合:飼育動物名記載	補足記述部分
設問 3	ペットはどこで手に入れられましたか	選択肢部分
設問 4	写真展を何で知ったか	選択肢部分
	その他を選択した場合:理由を記載	補足記述部分
設問 5	保健所の犬・猫の収容頭数について	選択肢部分
	その他を選択した場合:理由を記載	補足記述部分
	写真・パネルを見た感想・意見	自由記述部分
設問 6	島根県が動物愛護に関して重点的に取り組むべき事項	選択肢部分
	その他を選択した場合:取り組み内容記載	補足記述部分
設問 7	収容動物の新しい飼い主さがしにご協力いただけますか	選択肢部分
	その他を選択した場合:理由を記載	補足記述部分
	どこまでご協力いただけますか	選択肢部分
	その他を選択した場合:協力の内容記載	補足記述部分
	収容動物の里親になっても良いと思いますか	選択肢部分
	選択した選択肢の理由記載	補足記述部分
設問 8	動物愛護に関する意見・要望	自由記述部分

別表 2

公開すべき部分					
設問 1	「年齢層」で小学生を選択の場合:学年記載	補足記述部分			
	「お住まい」で県外を選択の場合:都道府県名記載	補足記述部分			
設問 2	ペットを飼育していますか	選択肢部分			
	犬・猫を選択した場合:飼育頭数記載	補足記述部分			
	その他を選択した場合:飼育動物名記載	補足記述部分			
設問 3	ペットはどこで手に入れられましたか	選択肢部分			
設問 4	写真展を何で知ったか	選択肢部分			
	その他を選択した場合:理由を記載	補足記述部分			
設問 5	保健所の犬・猫の収容頭数について	選択肢部分			
	その他を選択した場合:理由を記載	補足記述部分			
設問 6	島根県が動物愛護に関して重点的に取り組むべき事項	選択肢部分			
	その他を選択した場合:取り組み内容記載	補足記述部分			
設問 7	収容動物の新しい飼い主さがしにご協力いただけますか	選択肢部分			
	その他を選択した場合:理由を記載	補足記述部分			
	どこまでご協力いただけますか	選択肢部分			
	その他を選択した場合:協力の内容記載	補足記述部分			
	収容動物の里親になっても良いと思いますか	選択肢部分			
	選択した選択肢の理由記載	補足記述部分			

(諮問第107号に関する審査会の処理経過)

年	月	日		内容
平成 2 2 2	丰	2月	4日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成 2 2 2	丰	8月	3 日	実施機関から理由説明書を受理
平成 2 2 4	-			審議
平成 2 2 2 (審査	-			審議
平成23年(審査	-	1月2 3回目		審議
平成 2 3 4				審議
平成 2 3 4	-			審議
平成 2 3 4		4月1 6回目		審議
平成 2 3 4	¥	6月1	0 日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現職	備考
笠井 耕助	元(株)山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
丸山 創	, 弁 護 士	
本藤三世子	(財)しまね女性センター経営委員	